

第32回尼崎市動物愛護管理推進協議会議事要旨

1 日 時

令和3年10月27日（水） 14時～15時00分

2 場 所

兵庫県動物愛護センター 愛護館 多目的ホール

3 出席者

(1) 委 員 7名（敬称略）

植村興、古田一夫、三田一三、瀬戸口敬幸、會田道彦、佐藤真紀、新家謙和

(2) 事務局 4名

村田生活衛生課長、井上所長、野村技師、奥添技手

4 議事概要

(1) 令和4年度予算（案）について

(2) 尼崎市動物愛護推進員設置要綱改正について

<意見等>

（令和4年度予算（案）について）

- ・令和2年度決算について、歳入544万2706円、歳出556万3106円、基金残高4917万8647円。
- ・野良猫不妊手術助成金を550万円から650万円に増額し、オス猫助成額上限を6000円から7000円に引き上げる。
- ・多頭飼育猫不妊手術助成金を50万円から60万円に増額する。
- ・センター改修関係の工事設計委託費、施設改修工事費、動物収容設備等購入費は0円となる予定だが、工事が年度繰越の場合は再度要求となる。
- ・センター改修後に収容数の倍増することに伴い、収容動物用医薬品購入品を令和2年度予算額70万4000円の2倍となる140万9000円に増額する。
- ・在庫等を示してほしい。
- ・基金について、これまで受けた監査で指摘事項はなかった。
- ・弁護士から野良猫不妊助成金の一般財源分100万円を使っていないとの情報があったが、そのような事実はなく、毎年使い切っている。

- ・野良猫不妊手術、団体譲渡支援助成、多頭飼育不妊手術の金額をホームページで公開しているが、それに加え協議会でも示してほしい。
- ・野良猫不妊手術助成金を活用した野良猫の、地域別件数と捕獲場所の詳細を教えてください。

(尼崎市動物愛護推進員設置要綱改正について)

- ・今回の改正は、複雑多様化する動物行政に対し、個々の推進員が持つ専門知識や得意分野を活かし、多角的視野で建設的な協力体制を構築することを目的する。
- ・活動内容の1つ目は、所有者が判明しない野良猫への繁殖制限措置に関する協力活動とし、猫のTNR活動の普及啓発に特化した方へ委嘱を行う。
- ・活動内容の2つ目は、動物適正飼育及び終生飼養に関する普及啓発協力活動とし、適正飼養に関する知識を持ち合わせた獣医師等の有資格者や、不適正な多頭飼育者への社会的心理的ニーズに寄り添う専門知識を持った方へ委嘱を行う。
- ・活動内容の3つ目は、動物の譲渡推進のための協力活動とし、団体譲渡登録者などへ委嘱を行う。
- ・推進員とは、大前提として、市の施策に必要な協力ができる方、センターと協力し快く活動をしていただける方で、犬猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために多様な活動において、本市動物行政の取り組みに理解を示し、個々を尊重し、公正な立場で市と建設的な意見ができる方というのを委嘱するものである。
- ・社会的少数派の立場を理解しないような言動をする方、大声で威圧的な言動をする方、事実無根の噂を流布し、個人の名誉を棄損するような方は選出の対象にならない。
- ・現行要綱では、市から委嘱を受けた推進員という立場でありながら、センターの施策や方向性に反する活動を行い、誤った情報を市民へ流すという事例がある。
- ・改正案は協議会ではなく、作業部会で推進員に検討してもらうべき。
- ・推進員要綱は、協議会が審議をするものであり、推進員を選考する制度を推進員自身が決定するのはおかしい。
- ・推進員とは、動物愛護法に基づき、市が適切なものを任命するという制度であり、市は人格等が適切であるか審査を行う。
- ・今までの推進員がどんな活動しているかというのは、説明がないとわからない。
- ・実際に活動している推進員の状況を正確に把握し、意見をくみ上げることも大事だ。
- ・これまでの推進員活動報告書には、活動無しにのみチェックが入っているものや、活動内容が一切記載されていないものや、非常に抽象的な内容のみ記載されたものがあった。
- ・市民と直接接触する推進員に適切な方を委任しなければ、事業全体が行き詰り、円滑な運営ができなくなるため、適切な方を委任する要綱を作るべき。

- ・推進員の連絡先について、公表している自治体もあるが、相談者とのトラブル回避の観点から、センターが仲介し、推進員の下承後引き継ぎを行う。
- ・動物に関する相談先として、推進員の存在を市報等で広報してほしい。
- ・犬のリード装着など、適正飼養も積極的に広報してほしい。
- ・センターの施策や方向性に反する活動を行ったものは、公表したらどうか。
- ・センターが恣意的に情報を特定のボランティアのみに提供しているのではないか。
- ・恣意的に特定のボランティアのみに情報を流しているという事実はない。まず、すでに苦情現場に関わっているボランティアに連絡し、その後地域を見てボランティアに連絡している。また、活動できないと申し出のあったボランティアには案内していない。
- ・要綱改正案はこれまで動物愛護法の規定通りに書いていたものを、より分かりやすく、丁寧な形で改正したものである。
- ・新たに委任された推進員の研修会を年2回ほど行ってほしい。

(その他)

- ・今年度予算の工事設計委託費について、予算 775 万 3000 円に対し、入札額が 602 万 2000 円であった。
- ・センター改修のスケジュールについて、設計は間もなく終了し、12 月に入札を行い、入札が成立すれば、12 月から 3 月末までの 4 か月で工事を行う予定。
- ・リリース、リターンを行わない猫は助成金対象外であり、ガイドブック等で周知を図っているが、まだ知らない方も多いため、説明会でも改めてスライドで知らせるように改善した。
- ・尼崎市開業獣医師会に委託している収容動物の不妊手術業務について、現時点での実績は 8 頭となっている。

以 上